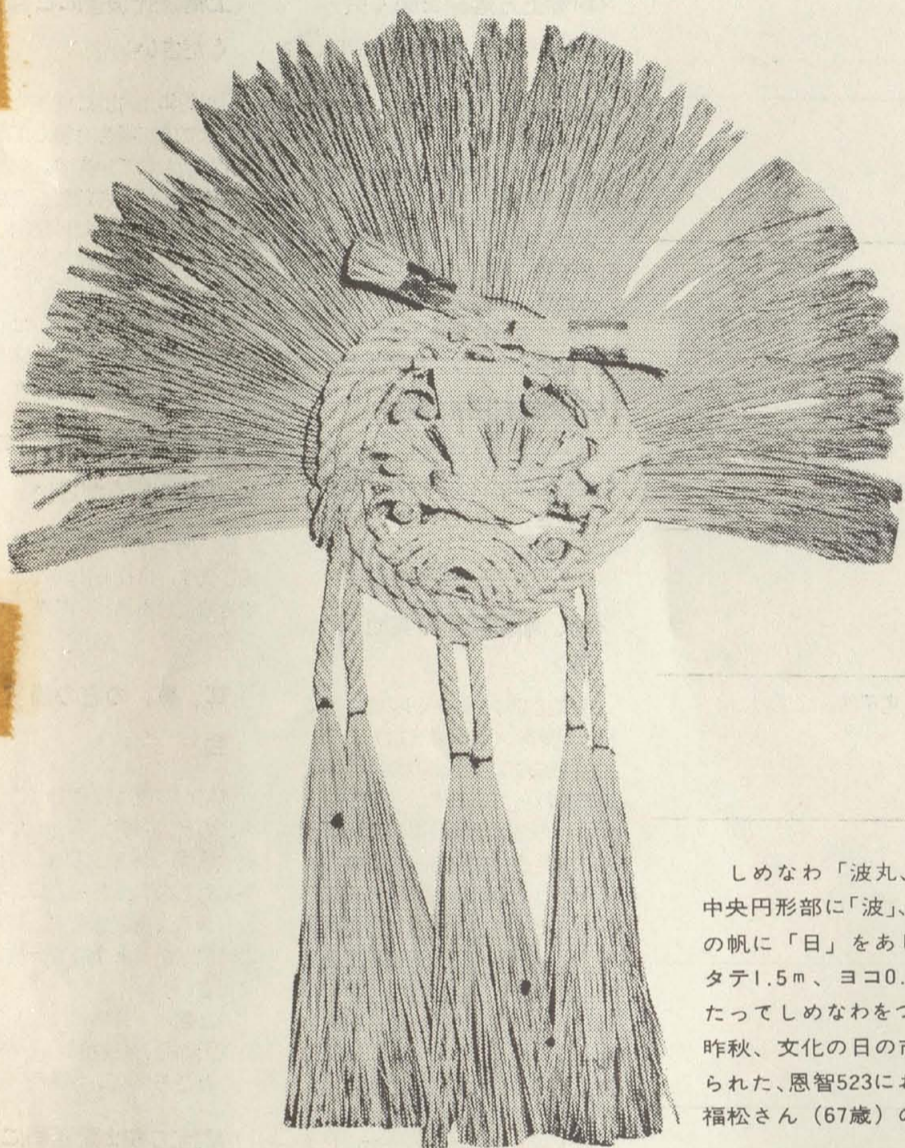


市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましよう。1.あたたかい心でまじわりましよう。1.みどりのまちをつくりましよう。1.文化財をたいせつにましよう。1.働くよろこびにましよう。

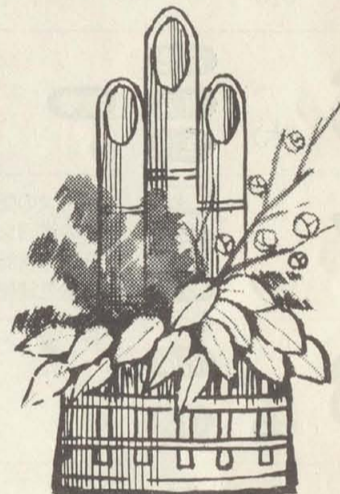
## 市の動き



# あけまして おめでとう ございます

## 昭和50年 元旦

しめなわ「波丸、日丸、宝船」。  
中央円形部に「波」、「宝船」、宝船の帆に「日」をあしらっており、タテ1.5m、ヨコ0.9m。50年にわたってしめなわをつくって来られ、昨秋、文化の日の市長表彰を受けた、恩智523にお住まいの浅井福松さん(67歳)の作品です。



## ごあいさつ



八尾市長  
大橋 清治

あけましておめでとうございます。元来、永劫の時の流れからすれば、元旦といえどもなんらの変哲もないわけでありませう。しかし、私は新春を迎えるたびに、「月令広義」にありますところの「1日の計は朝にあり、1年の計は元旦にあり」という、あのいい伝えられた言葉を口にせずにはいられないのです。元旦を迎え、この格言を口にすると、計り知れない新しい希望の光が目の前に輝いてくるような気持ちになり、意義あることをなすべき年が来たように思われまして、何かしら若々しい精気が溢れてまいります。そして、

もう一度第1歩から踏み出す機会が今きているのだという気持ちになるのです。このような気分に皆様方もなられた経験が  
おありと思います。またその反面、月日が過ぎ年の暮れを迎えますと、「あ、今年も進歩が足りなかった」と悔いを残される方もおられることと思います。私も俗人である限り、悔いを残さないと云えば嘘になりましよう。しかし、八尾25万市民の幸福を願い、市民のために明るい住みよいまちづくりを責務としております私にとりましては、この悔いを残すことがあってはならない、いや決して悔いを残すことは許されないものであります。過去10有余年の間、市政を担当してまいりましたが、まだまだ幸せへの道は険しいものがあります。いま、ここに昭和50年の年頭にあたりまして、私は郷土八尾市の限りなき発展と、25万市民の福祉の向上をはかることを生涯の仕事といたし、全力を傾注して邁進する決意を新たにいたしております。どうか市民の皆様には、かけがえのない私達の郷土八尾市を調和のとれた暮らしやすいまちにするため、より一層の、ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。



八尾市議会議長  
和田 一二

市民の皆様、あけましておめでとうございます。いよいよ昭和50年代幕明けの年を迎えたわけではありますが、ことしは私たち行政にたずさわる者として発想の一大転換をはかるべききわめて重大な年であります。皆様もご承知のとおり、本市の財政は市発足以来の厳しい情勢にあり、なお多くの市民の行政需要をかかえ、このままではますます深刻なものとなることは明らかであります。このような状態を打開するためには、本市みずから行政努力をすべきは当然であります、

基本的にはいわゆる超過負担の問題、また大都市周辺都市に対する特別な配慮が十分されていないといった、現在の地方財政制度の矛盾を解消する以外にはないのでありまして、今年を本市の新たな船出の年として、同じ悩みをかかえる各都市とともに対政府要望運動を展開し、財政再建に最大限の努力をしまっている所存であります。さて、今年には市長と市議会議員が4年に1度の市民の審判をおおぐ統一地方選挙の年でありませう。いま、過去4年間をふり返り、議員個々あるいは議会として、市民の信託におこたえできたかどうか謙虚に反省するとともに、現在までの経験を生かして新しい任期におきましては、より強い信念と情熱をもって市政に精進すべきであり、そのことが絶大な市民の負託にこたえ、高福祉都市八尾市を築く道であると考えております。どうか市民の皆様におかれては、わか八尾市を真に明るく住みよい町にするため、今後とも建設的なご意見を賜わり、ごべんたつ賜わりますよう心からお願い申し上げます。終わりに、市民の皆様にとりまして、昭和50年が希望と喜びに満ちた年でありませうお祈りし、年頭のあいさつといたします。

3820  
760  
やおし

# やお市政だより

第520号

2

昭和50年1月5日

## 市の行事

1/11 (土)	青少	
12 (日)		
13 (月)	教育 家児 法律	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆肢体不自由児相談 13.00-14.00 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 中高安幼、用和小
14 (火)	交通 青少 融資	☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 曙川小、志紀幼 ☆高血圧検診 13.00-14.30 八尾保健所
15 (水)		☆成人の日 ☆近畿交通安全デー ☆成人祭 10.30- 教育センター
16 (木)	家児 青少 法律	☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 童華幼、大正幼 ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆血液検査 9.15-11.00 八尾保健所 ☆未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所
17 (金)	家児 教育 融資	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 ☆3歳児検診(46年7月生まれの子) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所
18 (土)	青少 行政	☆耳、鼻、のどの講演会 13.30- 商工会議所
19 (日)	結婚 心配	
20 (月)	教育 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 安中解放会館、安中小 ☆ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所
21 (火)	交通 青少 融資	☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 山本小、桂解放会館 ☆高血圧検診 13.00-14.30 八尾保健所 ☆離乳食講習会 13.00-14.00 八尾保健所
22 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 南高安小、南山本小
23 (木)	家児 青少 法律	☆婦人スポーツ教室(庭球) 13.30-16.00 教育センター ☆一般 ( ) 17.30-21.00 ( ) ☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 竹淵小、久宝寺小 ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所
24 (金)	家児 教育 融資	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆乳幼児健康相談(1年6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3種混合予防接種(1回目) 14.00-15.30 北山本小、八尾小
25 (土)	青少	

### 《新春上方落語を聞く会》

労働会館分館(植松町)では、桂枝雀師匠をむかえ、「新春上方落語を聞く会」を次のとおり開催します。

☆とき 1月30日(木)午後6時30分～

☆ところ 労働会館分館(植松町5丁目 電23-4115)

☆定員 150名(1月10日から同会館で入場整理券(無料)を発行します。ただし、月曜は休館)

### 《近大無料法律相談》

近大法律相談部では、次のとおり無料法律相談を受け付けます。

☆とき 1月12日(日)午前11時～午後3時

☆ところ 用和小学校公民館

### 《新、増築家屋の実地調査》

税務課では、昭和49年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産家屋評価のための実地調査を行っています。

これらの建物は、来年度(昭和50年度)から固定資産税賦課の対象となります。調査員が調査にうかがった際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を呈示し、調査についてのこまかい説明をしますが、ご不審な点がある場合は、市税務課(電91-3881内線258)までご連絡ください。

なお、この調査は1月末頃まで行いますのでご協力をお願いします。

### 《土地取引には届け出を》

国土利用計画法(昨年12月24日施行)により、市街化区域(2,000㎡以上)、市街化調整区域(5,000㎡以上)、その他の区域(10,000㎡以上)の土地についての取引には届け出が必要です。くわしくは、用地課(電93-5291)まで。

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも13時～16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9時～17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日午後0時45分受付)

行政 = 行政相談 いずれも13時～16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時～ 教育相談室で

人権 = 人権相談 14時～16時 人権擁護委員会室で

職業 = 高齢者職業相談 10時～15時 社会福祉会館で

融資 = 中小企業融資相談 10時～12時 産業課で

### 《工業統計調査にご協力ください》

昭和49年12月31日現在で、全国のすべての工場を対象に工業統計調査が行われています。

調査票に記入されたことからは統計を作るためにだけ使用し、税金など他の目的に使うことは絶対にありません。

調査員がおうかがいしたときは調査票の記入、提出にご協力くださいますようお願いいたします。

### 《市役所には電車、バスでおこしください》

市役所本庁前の駐車場は大変混雑します。市役所におこしの際はできるだけ電車、バスをご利用ください。

### 《耳、鼻、のどの講演会》

八尾市学校保健会では、「耳、鼻、のど」の病気の予防のため、市立学校園にかよっているお子さんをおもちの父兄を対象に、次のとおり講演会を開きます。質疑応答の時間もありますので多数ご参加ください。

☆とき 1月18日(土)午後1時30分から約2時間

☆ところ 商工会議所3階講堂

### 《電話工事は電話局に》

最近、電話の無断工事が増えているようですが、故障や料金事故につながりやすいので、電話局では「工事は電話局に」と呼びかけています。

### 《プロパンガス利用者のみなさんへ》

プロパンガスは従来、重量とメーターの2本建てで販売されてきましたが、法律の一部改正により10<sup>3</sup>以上の容器で供給を受ける場合、昭和50年3月31日までにメーターを取り付けることが義務づけられました。

この措置は消費者保護の立場から取引の適正化をはかるためとられたものですので、期限内にメーターの設置を終えるようにしてください。

また、プロパンガスを安全に使用するため、完全燃焼・換気のチェックをし、就寝前、外出時には必ず元コックを閉める習慣をつけるようにしてください。

なお、ガスもれに気づいたときは容器バルブを閉じるとともに、うちわなどでガスを追い出し、すぐ販売店に連絡してください。

その他、10<sup>3</sup>容器以上は必ず屋外に設置してください。

お問い合わせは産業課まで。

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)

☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

## お知らせ

### 年金のこと

#### ■5年年金の給付開始にともなう裁定請求を受け付けます

電 91-3881 内線321

5年年金(再開5年年金を除く)の給付開始にともない、市年金課では次のとおり裁定請求を受け付けます。該当する方はもよりの金融機関で年金保険料を完納の上、年金課までおこしください。

☆該当する人 明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれた人で、5年前の昭和45年1月1日付けで5年年金(紫色の手帳)に加入した人のうち65歳に達している人  
☆持ってくるもの 国民年金手帳(領収書は手帳に貼付のこと)、印かん、本人名義の普通預金通帳(年金を銀行で受領する人。郵便局で受けとる場合は不要)

※ご注意 ①5年年金加入後、5年経過していない人および5年経過していても65歳未満の人は請求できません。②再開5年年金に加入している人はまだ被保険者期間ですので65歳を過ぎていても請求できません。

### 講座のこと

#### ■第9回郷土史講座を開講します

電99-3167

労働会館では、第9回郷土史講座を次のとおり開きます。

☆とき 1月22日～3月26日までの毎水曜日 午後6時～8時

☆ところ 労働会館(山本町1丁目、近鉄山本駅下車すぐ)

☆募集人員 80名(先着順)

#### ＜日程と講師＞

1月22日 河内の染織について(辻合喜代太郎氏) 29日 河内の学問(沢井浩三氏) 2月5日 八尾とその周辺(川端直正氏) 12日 古代の柏原(重田堅一氏) 19日 天誅組について(樋口三郎氏) 26日 淀川の歴史と八尾(田村利久氏) 3月5日 河内の万葉と記紀・統紀の歌謡(井ノ口豊男氏) 12日 河内の中世遺跡(藤井直正氏) 19日 河内の条里制(棚橋利光氏) 26日 総まとめ・座談会(沢井氏ほか)

☆申し込み 申込用紙(会館にあります)に必要事項を記入し、1月10日から19日までの間に同会館に持参または郵送のこと。ただし、受付は午前9時～午後5時、月曜日は休館。

#### ■消費生活講座を開講します

電 91-3881 内線323

産業課では、最近の消費者問題から暮らしに役立つテーマを集め次のとおり消費生活講座を開講します。受講ご希望の方は当日会場までおこしください。受講料は無料です(定員50名)。

☆とき 1月29日(水)～2月17日(月)の間に計4回 午後1時30分～3時30分

☆ところ 八尾商工会議所3階会議室

#### ＜日程と講師＞

1月29日 経済のしくみと物価の動向(府大助教授 谷山新良氏) 2月3日 暮らしを守る消費者の心得(消費生活コンサルタント 万金映子氏) 10日 食品公害と消費者の安全性(京都市衛生研究所 藤原邦達氏) 17日 良い商品の選び方(府生活総務課主事 上田 泰氏)

講師の都合により日時、講師の変更がある場合があります。

くわしくは産業課まで。

### 予防接種のこと

#### ■定期3種混合予防接種を行います

電 91-3881 内線360

定期3種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風)予防接種第1回目を次のとおり行いますので、該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 1期=生後3～36カ月の乳幼児 2期=1期終了後10～24カ月の幼児

☆接種の受け方 1期は3～8週間の間隔で3回、2期は1期終了後10～24カ月の間に1回

#### ＜日程＞

1月13日(月) 中高安幼、用和小  
14日(火) 曙川小、志紀幼  
16日(木) 竜華幼、大正幼  
20日(月) 安中解放会館、安中小  
21日(火) 山本小、桂解放会館  
22日(水) 南高安小、南山本小  
23日(木) 竹淵小、久宝寺小  
24日(金) 北山本小、八尾小

時間はいずれも午後2時から3時30分まで  
なお、当日は体温を記入、捺印し、必要事項を記入した母子手帳、予防接種手帳と上履きを持参してください。

お問い合わせは衛生課まで。

#### ■定期ジフテリア(第3、4期)予防接種を行います

電91-3881 内線360

定期ジフテリア(第3、4期)予防接種を次のとおり行います。該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 4月に小、中学校に入学予定の児童

#### ＜日程＞

1月28日(火) 北高安小、北山本幼  
29日(水) 高美幼、志紀幼  
30日(木) 曙川幼、安中幼  
31日(金) 美園小、用和幼  
2月20日(木) 八尾小、中高安幼  
21日(金) 竹淵東幼、大正幼  
24日(月) 刑部小、永畑小  
25日(火) 山本幼、長池小  
26日(水) 東山本幼、桂小  
27日(木) 竜華幼、久宝寺幼  
28日(金) 南高安幼、南山本幼

時間はいずれも午後2時から3時30分まで  
なお、当日は母子手帳、問診票と上履きを持参してください。

お問い合わせは衛生課まで。

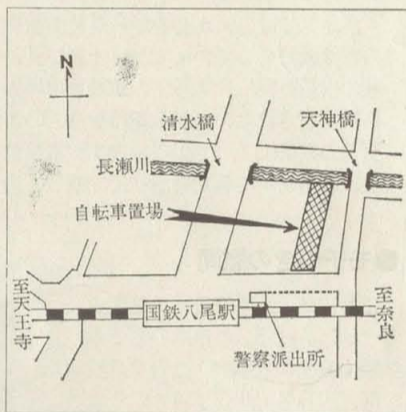
### 自転車置場のこと

#### ■国鉄八尾駅東方 約210mに自転車置場を開設しました

電 91-3881 内線329

市では、昨年12月26日から国鉄八尾駅東方約210m(安中町4丁目43番地、下図参照)に自転車約250台を収容する無料自転車置場を設置しています。

駅周辺の道路や歩道に自転車を放置されずと歩行者の通行に支障をきたしますので、この自転車置場をご利用ください。



### 成人祭のこと

#### ■第22回八尾市成人祭を行います

電 91-3881 内線482

市、市教委、市選管では、新しく成人となられる若人をはげまし、祝福するため次のとおり成人祭を開きます。

☆とき 1月15日(成人の日)午前10時30分～

☆ところ 教育センター

☆対象 昭和29年4月2日から30年4月1日までに生まれた人(案内状をお送りします)

### 学校のこと

#### ■昭和50年度小学校就学予定児の健康診断を行います

電 91-3881 内線472-4

市教委では、昭和50年度小学校就学予定児の健康診断を次の日程で行います。

当日は必ず保護者または保護者に代わる方がつきそい、就学通知書でご案内した学校でお受けください。

#### ＜日程＞

1月17日(金) 八尾小、山本小、用和小、久宝寺小  
20日(月) 竜華小、大正小、桂小  
21日(火) 安中小、南高安小、北高安小、曙川小  
22日(水) 竹淵小、北山本小、志紀小、高美小  
23日(木) 中高安小、長池小、東山本小、美園小

24日(金) 南山本小、永畑小、刑部小  
☆受付時間 午後1時～2時(学校によって変更することがありますので、学校の指示にしたがってください。)

なお、都合で検査日に受けられなかった方を対象に、次のとおり健康診断を行います。

1月30日(木) 労働会館(山本町)で

31日(金) 労働会館分館(植松町)で  
☆受付時間 いずれも午後1時30分～3時  
くわしくは市教委保健福祉課までお問い合わせください。

### スポーツのこと

#### ■市民マラソン大会を開きます

電23-5101

市体育連盟では、第23回八尾市民マラソン大会を次のとおり行います。ふるってご参加ください。

☆とき 1月19日(日)午前10時  
☆集まる場所 志紀中校庭  
☆参加資格 市内に在住、在学、在勤の人  
☆種目 一般・青年の部、高校男子の部(以上8km) 壮年30歳以上、40歳以上、50歳以上の各部(5km) 中学男子1年、2年、3年の各部(3km) 一般・高校女子の部(2km) 中学女子の部(1.5km)  
コースはいずれも大和川コース

☆参加費 無料  
☆申し込み 1月16日(木)午後5時までに、清水町1丁目教育センター内体育振興課まで(18歳未満の生徒については保護者の承諾書が必要)

#### ■卓球選手権大会を開きます

電23-5101

市体育連盟では、八尾市卓球選手権大会を次のとおり行います。

☆とき 1月26日(日)午前9時～  
☆ところ 教育センター  
☆参加資格 市内に在住、在学、在勤の人  
☆種目 個人戦=男女とも中学生、30歳未満、30歳以上、40歳以上の各部 団体戦=男子は4～6名で、女子は2～4名で編成(中学生は男女とも4～6名で編成)

☆参加費 無料  
☆申し込み 1月23日(木)午後5時までに、清水町1丁目教育センター内体育振興課まで(18歳未満の生徒については保護者の承諾書が必要)

#### ■卓球スポーツ教室を開きます

電23-5101

大阪体育協会では、卓球スポーツ教室を次のとおり開設します。ご参加ください。

☆とき・ところ 1月19日～3月9日までの土、日曜日(2月15日、3月1日・8日を除く) 土曜日午後2時～4時、日曜日午前10時～12時 志紀中、教育センターなどで  
☆対象 一般男女 100名

☆申し込み 1月16日(木)午後5時までに、清水町1丁目教育センター内体育振興課まで、参加費は無料  
お問い合わせは同課まで。



# やお市政だより

## 市の話題



### ●ビル火災に備えて消火訓練

消防本部は、12月11日朝、北久宝寺1丁目の11階建てマンションで高層ビル火災の消火訓練を行いました。

この訓練は、高層化するビルでの火災事故に備えて大惨事を招かないために万全を期しておこらうというもので、人命救出と消火活動が本番さながらに行われました。消防署がさる5日購入した32m級のハシゴ車をはじめ、シュノーケル車、ポンプ車など8台が出動、署員、消防団員など約60名が参加しました。

マンション3階の1室から出火、屋上に燃え移りつつあるとの想定で、まず屋上へ避難した署員をハシゴ車で、一方では逃げ遅れた署員を3階からシュノーケル車でひとりずつ救出し救急車へ。その後一斉に放水が行われ、その間わずか10分という速さ。近くの久宝寺幼稚園の園児170名も見学し、大規模な消火活動に目を見張っていました。



### ●電照菊の出荷盛ん

菊どころ神立地区では、電照菊の出荷が盛んに行われています。

同地区では、大正初期から夏菊や秋菊の露地栽培をしていますが、仕事が夏、秋の出荷時期に片寄らず、値段も市場価格に左右されない点から48年からこの電照菊の栽培が行われています。電照菊は、8月初旬に秋菊を温室に定植し、約

2カ月、毎晩裸電球を照らし開花時期を遅らせて、値段のよい冬場に出荷されます。

ことしは、9軒の農家が10棟のガラス張りの温室で栽培していますが、いまほどの温室も赤、白、黄の色あざやかな花が咲き芳香をただよわせています。切り取られた菊は20本づつナワでくくり、翌朝大阪市内の市場に出荷されます。

### ●モチつきの慰問

12月13日、八尾市農協奄美支店の青壮年部員15名が市立いちよう学園(八尾木788番地)と府立八尾学園(福万寺町北5丁目)の2施設にモチ米、道具一式を持参し、園児たちといっしょにモチつき大会を行いました。

モチ米は、同青壮年部が休耕田を利用した試験田で苦心して作った「手づくり」のもので、両施設のほか、市立老人ホーム(大竹100番地)などにもたくさん寄贈されました。

府立八尾学園では、園庭に石臼を置き、部員の中に入って園児たちも小さな杵で元気にモチをつきました。つきたてのモチは、園児らの手でさっそく丸められ、アベカワにして味わいました。(写真は府立八尾学園)



## やかん 中がくせい ぼしゅう!!

- ・中がっこう そつぎょうのしかくがなくてこまっている人
- ・小がっこうや 中がっこうを そつぎょうできなかった人
- ・きょうかしよも きゅうしょくもむりょうです
- ・ごご5じ30ぶんから9じまで がんばって べんきょうしています
- ・もうしこみは 3月20日まで つぎのところへ もうしこんでください

### ☆八尾市教育委員会

やおしきょういくいんかい

でんわ91-3881 内線466  
(ごぜん10じから  
ごご4じまで)

### ☆八尾中学校

やおちゅうがっこう

でんわ 98-9551 (よる)  
23-4421 (ひる)  
(ごご4じから7じまで)  
ただし、やすみの日は  
のぞきます

### ■虫垂炎(盲腸炎)

虫垂炎は一般に盲腸炎といわれ、なかには「盲腸の手術等は手術の中に入らない」などと言う人もいて軽く考えられるようになってきました。しかし、虫垂炎の手術が普通に行われるようになったのは、西欧先進国で80~90年前から、日本では昭和になってからのことで、それまでは今でいう手遅れの状態、すなわち盲腸周囲膿瘍あるいは汎発性腹膜炎に対して切開排膿が行われる程度だったのです。今日では、隣近所や同じ職場にも手術を受けた人がいて身近に考えられるようになりましたが、この病気をあなどって考え、手術の時期に遅れると虫垂が腐って破れ、中の膿汁や糞便を腹腔内にばらまいて腹膜炎を起こし大変なことになり、癒しても後々までいろいろの愁訴をのこすことになります。

大阪のような大都市あるいはその周辺で、医療施設の多いところにおいて、手遅れするなどということはまずなからうと思われがちですが、手遅れの盲腸は決して少くはないのです。それは、虫垂炎という病気についての考えが少し不足しているためだろうと思われまます。そこで必要な知識を持ってもらうために

誤って考えられていると思われる事柄をあけてみましょう。

まず第一に、手術を必要とするような時には腹痛が非常に激しいだろうという考えです。ところが、痛みは人によってさまざまで、痛みがそんなに強くないのに病変の程度が高度で、痛みが強くなってきた時にはすでに穿孔すなわち手遅れの状態になっていることがあります。手遅れになる人はこのタイプの人に多いようです。

次に炎病だから相当の発熱を伴って来ると考えている人もかなりいます。しかし虫垂炎の時の体温は37°Cから38°Cまでの軽度上昇が最も多く、37°C以下の場合もたびたびみうけられます。だから、熱がないから心配はないのだという考えは誤っていて、取り返しのつかない手遅れのもとになります。高い熱の出る時は、すでに腹膜炎を起こしていることが大部分な

のです。

盲腸は普通右下腹部に位置していることは、今や小学生でも知っていることですが、虫垂炎の初期、特に再発でなく初回の虫垂炎の初期では、大部分が上腹部あるいは腹部全般の疼痛から始まって来るとです。手術をしてみても虫垂の部に明らかに古い炎症の跡がみられる患者さんでも、胃が痛んだことはあるが盲腸にかかったことはないという人がしばしばみうけられます。腹痛の部位によって判断を誤まらないようにせねばなりません。

お年寄りや幼児については特に注意せねばなりません。この年齢は比較的虫垂炎の少ない年齢ではありますが、一方手遅れになる率も非常に高いのです。お年寄りは炎症に対する反応が弱いためにいろいろな症状がはっきりと現われにくく、また幼児では訴えがはっきりしない為に見逃がされて手遅れになりやすいのです。

今一つ、一度虫垂炎にかかって手術をせずに治った人は、普通の人よりも虫垂炎にかかりやすい、つまり再発を起こしやすく、また再発時には急速に悪化して重症型になることが多いと言われています。

炎症を一度経過した虫垂は、周囲との癒着、屈曲、虫垂壁の抵抗の減弱、虫垂内腔の狭窄、虫垂間膜の収縮や癒着による虫垂の移動障害、糞石の形成等を招いてこれらが再発の原因になるのだろうと考えられています。だから、かつてこのような腹痛が治ったから今度も大丈夫だろうという考えは危険なのです。

さて、虫垂炎と同じような症状を呈することのある病気には胆石症や胆嚢炎、消化性潰瘍、急性腸炎、尿路結石症、急性腎炎、急性腸炎、女性では子宮外妊娠、卵巣出血、子宮付属器炎、卵巣嚢腫の他転移その他いろいろありますが、その鑑別は医師に見てもらわねばなりません。

今回は、ちょっとした思い違いから虫垂炎をこじらせないために注意していただきたい事柄をいくつかあげてみました。



### 八尾市医師会

## 同和問題特集

### 差別のない明るいまちへ

—— 同和对策事業に正しい認識を ——

「貧困・不衛生・差別」のない明るい福祉社会を実現するためには、社会的、経済的に最も低位にある住民の福祉をなによりも基本に据えなければなりません。

とくに、歴史的に永年にわたって政治、経済、社会のすべての面にわたって不当に差別され、その結果として就職、教育の機会均等などの市民的権利が保障されないまま放置され、今日なお低位性を強いられる人々への迅速かつ計画的対策——同和对策をまず基礎とする行政でなければ、八尾市住民お互いの福祉社会の実現はありえません。同和对策の推進は、国の同和对策事業特別措置法（第3条、第4条）にも明記されているように、国・府・市行政の責務であり、同時に国民の共通責務であります。

本市においても、長期総合実施計画を策定し、昭和44年度から10カ年計画で同和問題の抜本的解決をはかるため、いろいろな事業施策を行っています。

今後、これらの事業をより積極的に進めるため、国・府・市のそれぞれの責務を明確にし、一層の財源確保に努めるとともに予算執行の効率化に努めるものであります。

#### ■同和問題の解決は行政の責務

同和問題の解決は、国および地方自治体とともにすべての国民の責務であると明記した特別措置法が昭和44年7月公布されたことは、明治以来の行政史上実に画期的な出来事です。それまでは、国策としての同和对策は放置されたままでした。

幾百年もの長い年月にわたって、政治的手段としてあらゆる面から差別され、今日まで職業選択の自由が保障されず、教育すらも奪われてきた住民に対して、自らの努力のみによって生活の向上を計れといっても、無理なことは当然です。それは解放させまいとする口実にほかならないからです。自主解放ができるためには、そのためのレベルアップを行政が保障し、実施されねばなりません。

行政が差別を放置し、地区対策を放ったらかしにしてきたことを端的に示す例として、よくひかれる事例ですが、昭和26年のオールロマンス事件があります。

これは、京都市の一職員が、「オールロマンス」という雑誌に、ある同和地区をヤミと犯罪と暴力の巢窟に仕立てあげ、それを売り物にした露骨な差別小説から端を発した問題です。

部落解放全国委員会（部落解放同盟の前身）は、単に作者個人・「オールロマンス社」を糾弾するだけでなく、「小説」がいみじくも描いた被差別部落の生活実態こそが、部落民に対する差別を助長、拡大していくものだととらえました。

同委員会は市の幹部に対して、市内で最も浸水のよく起こる地域はどこか、火災が起き

ても消防車が入れないところはどこか生活保護世帯の一番多い地域は、不良住宅の密集している地域は……等々と次々に追及しました。こうした追及の中ですべての面で劣悪な環境のまま放置されているところが同和地区であり、その劣悪な生活実態を改善しようとしないう差別行政こそが、部落差別を残してきたことが明らかになりました。

これが発端となって、戦後の行政闘争がひろがりました。

本市においても、その実態については、この事件で指摘されたところといささかも変わりはないのです。

そこで、昭和40年総理大臣の諮問をうけた同和对策審議会は次のような答申を出したのです。答申はその前文で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって……その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である……」と明記しています。

永年の差別行政によってつくりだされた劣悪な環境実態が、心理的差別を生むという悪循環をもたらしています。これらの問題は、当然行政の責任において解決し、地区の完全解放を保障せねばならないことは言うまでもありません。

#### ■部落差別の本質

昭和36年に、ある地区で実態調査がおこなわれましたが、その結果によると、なんと平均寿命が32.5歳でした。当時の日本人の平均寿命が65歳であったことと考えると実に半分の寿命しか保障されていなかったこととなります。

また、最近の地区の生活保護世帯の率をみても、全市の1割に対して10数倍にもなっています。

これらは一体何に起因するのでしょうか。劣悪な住環境、衛生環境、教育環境そして貧困などが原因ですが、なによりも、歴史的にそのような実態を残しつづけてきた差別行政に責任があるのです。

同和問題の本質について、答申はこのように述べています。

「…近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては完全に保障されていないことが差別なのである。

これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。

…したがって同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し…生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である……」

古くは、同和地区住民は、住むところも環境の悪い一定地域（低湿地帯等）に限定され

職業も賤しいとされたもの以外は許されませんでした。

近代においても、こうした事情は本質的には大きく変わっていないのです。人が生きるための生活基盤である教育、就職をうばいつくされてきた人にとっては、必然的に居所移転の自由は奪われます。差別による貧困から日々の生活に追われ、十分な教育をうけたくともうけえなかったものにとっては、みずから職業選択の自由は阻まれ、ましてや、差別的観念のまだまだ強い現社会では、安定した職につくことすら困難なのです。

答申にも、こうのべています。

「歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらない。」

#### ■同和行政の内容

では、差別行政をなくし、同和問題解決のためには、どのような手だてをすればよいのでしょうか。

八尾市は早くから同和对策事業の推進を市の重点施策として進めています。その内容は昭和45年の「八尾市同和对策審議会答申」にもとづいてつくられた長期総合実施計画によるものです。

この答申では、「これまで国および地方公共団体が同和对策事業として行ってきた諸施策の内容は、教育・社会福祉の面での若干の恩恵の付与をのぞけば、基本的には住宅地区改良法にもとづくスラム対策の域を出ることがなかった。しかし、特別措置法制定の意義ともあいまって、このような同和地区における住民の生活水準格差を一般市民生活の水準まで後追的に引き上げ是正するといったものでなく、すすんで10年後の市民生活、経済生活の展開を想定しつつ、差別の苦しみのなかで地区住民が真に部落問題の完全解決に達しようる意欲と創意に期待をかけ、全市民の社会生活にとっても、その理想的モデルとなるような新しい「まちづくり」の事業として計画的に実施すべきである」とのべています。

長期総合実施計画は、この答申の精神をくんで、総合的に計画をたてられたのです。

この計画は、住宅計画をはじめとする環境改善計画、道路、上下水道、公園、消防施設産業・職業、福祉・保健、教育計画などからなっています。

同和問題の解決は、これら施設計画を実現するだけでは達成できません。このため市では、これらの計画事業の実施と並行して、地区住民の雇用促進を府や地元と一体となって市内各企業に啓蒙したり、一方では就職相談や就職支度金の給付を行っています。また、教育の機会を平等に得られるよう、入学金や奨学金の給付を行い、そのほか世帯更正のための資金の貸付等も行っています。

同和行政の内容については、以上のべてきたとおりですが、こうした同和对策事業は単に同和地区の水準の遅れをとりもどすこと

みではなく、今後の社会経済の進展に対応するものでなければなりません。また、これらの結果についても今後市民全体の福祉につながるものでなければなりません。

#### ■財源には特別措置

昭和40年の「同和对策審議会答申」をうけて「同和对策事業特別措置法」が、昭和44年度から10カ年の時限立法として制定され、本市においても「長期総合実施計画」を策定しこれにもとづいて積極的に同和对策事業を進めています。

昭和44年度から昭和48年度までの前期5カ年の同和对策事業費総額は、約122億円相当で、これに要した一般財源（市税および地方交付税等で使途が定められていない財源）は約22億円、総事業費に占める割合は約18%程度です。事業費総額の80%強の財源は、それぞれ特定財源（国または府の補助金および起債等で使途が特定されている財源）によっています。また、昭和44年から昭和48年までの5カ年間の市税および地方交付税等一般財源の収入総額は305億円で、同和对策事業に充当した一般財源22億円はその総額305億円の約7%程度となっています。

同和对策事業の財源のうち、大きなウェートを占めているものは起債で、総事業費の約50%となっていますが、このうちには同和对策事業特別措置法第10条の規定の適用によりこれらの元利償還額の8割相当額を地方交付税として国から交付されるものが含まれていることは勿論、一方大阪府からの極めて低利（年利3%程度）な貸付金が相当額含まれています。なお、現在同和对策事業特別措置法第10条の適用を受けない起債についてもこの適用を受けるよう常に強く国に対し働きかけています。

なお、これら投資的経費のほか同和对策事業にかかる人件費、公債費および施設の維持管理経費等がありますが、これらの前期5カ年間の総支出額は20億円程度となっています。これらの経費については、市の一般行政経費でありますので、現在のところ国・府の補助対象が少く大半が一般財源で措置しておりますが、これらの経費についても同和对策事業特別措置法の趣旨の通り、その負担区分より当然国・府の補助対象とされるべきであるのでこれらの補助を国・府に対し強く要望しております。その結果、補助対象の範囲が、年々拡大されている状況でありますので、今後より一層強く要望してまいります。

以上のとおり同和对策事業関係に前期5カ年で充当した一般財源は40億円程度であり、これはその5カ年間の市税および地方交付税等一般財源の収入額305億の約13%となっています。本事業が国民的課題で国ならびに地方公共団体の責務として遂行するという法の趣旨および本事業が昭和44年度から53年度までの時限立法であるという観点から総力を結集してこれらの財源確保に努めるとともに、経費の効率的な執行に万全を期することが本事業解決の最大の課題であります。



## 同和問題特集

### 部落解放はみんなの課題

昭和48年12月、内閣総理府は、従来の同和対策のありと現状をとりまとめた「同和対策の現況」を発行しました。

この発表に際して、国が同和問題の解決のために今後とも行政の面において不断の努力を傾注していく決意を表明しています。それとともにこの問題は国民すべての問題でもあり、われわれ一人一人が真剣にこの問題に取り組んでいく必要があることもきびしくうたえています。

この「同和対策の現況」によると、昭和47年度中に全国の法務局の特設人権相談所で取り扱った差別事件は、3万1608件にものぼっています。

しかし、これはほんの一部であり、実態はもっと多数になると推定されます。

このことは、長年にわたる国・府・市の「差別行政」によって生み出された差別の実態と差別意識があいまって、今なお社会の中に根強く残っていることを示しています。

差別の解決は行政の責任ですが、市民一人一人の差別を根絶させる実践の積み重ねなくしては真の解放を達成することはできません。

そこで今回は、同和問題に対する取り組みをより一層、全市民的なものにするため、市民組織、各地区での差別をなくする活動を中心に特集しました。

#### ■差別は生きている

高知県では、部落出身の青年が次のような遺書を残して、自殺しました。

「……今、モミジ谷にきています。新緑がまぶしいほどきれいです。

弱冠20歳で、この世とおさらばかと思うと残念でしかたありません。

……あまりにも早く恋を知りすぎました。苦しみでしかありません。誰の責任でもない。結局、俺が弱かっただけです。

広い天国に昌（あきら）一人は可哀そうです。

やっぱり、俺はあの子の父親なんです。昌は俺が育てます。昌の泣き声が聞こえます。父子手をつないで、君を見守っていますよ。頑張ってください。

5月3日 M

相思相愛で、相手の女性も結婚しようとする熱意を固めていたにもかかわらず、その両親は二人をひきさき、さらに妊娠4カ月の昌と名づけられた子どもの中絶を強要し、その子を闇に葬ったのです。

相手が部落出身であるということだけで、自分らの孫をも「殺す」という極めて残酷な差別がここに存在するのです。

「差別なんてありません」ということが、いかに誤っているかを示しています。

この八尾市では昭和47年10月、本市に住むある婦人が、東大阪市に住む実の姉とともに和歌山県田辺市役所まで出かけ、おいの結婚相手の本籍が部落であるか否かを聞き出しに行くという差別事象がおこりました。

その婦人は「理由もわからないけれど、た

だ部落の人だったら親戚づきあいの上から困るということが何の気なしに自然と耳に入ってきました。そして、姉について行ってくれと頼まれ、身元調査に行ったのです」と述べていました。

よく「差別なんてしません」という人の中から、いき身近に結婚となると「部落の人だったら困る」ということが出てくるのです。

これが日本の社会の、大阪府の八尾市の社会人の意識の断面図であります。

もちろん、今日では正しい科学的合理的な社会認識をもった人も少なくありません。

しかし、たとえ少数者、一人といえども正しい部落問題の認識を欠いたままであるために尊い人間の生命を奪い、運命を歪め、その幸せと人権を傷つけ、損なうことは許されません。差別の実態があるから、差別意識が生まれてきているのです。差別は単に心の持ち方ではなく、健康で文化的な生活が送られないような無権利、低生活の実態にこそ存在するのです。

口でいくら「私は差別などしていません」といっても、こうした差別の現実、差別の世の中に目をつむっているのは、知らない間に差別するということになりかねません。

「差別をしてない」とは、差別の現実を怒りを持ち、敢然と立ち向かうときにこそ、初めて言い得るのです。

#### ■差別の壁をのりこえて一地区での取り組み

同和地区においても、部落解放をめざして解放会館、識字学級、子ども会などの学習活動に自ら積極的に参加されています。Mさんは、子どもの頃のきびしい生活の現実をしみじみ語ってくれました。

「わたしの小さい頃、小学校2年生頃までは家に帰れば子守りをさせられ、3年生頃からは鼻緒の仕事を手伝わされた。仕事は夜おそくまでかかり、やっと終わる頃は夜明けであったことがたびたびだった。学校へ行っても眠いので、いねむりして先生に叱られた。そんな状態だったので勉強も頭に入らず、学校を休む日も多かった」

部落差別の結果、貧困に追い込まれ、教育を受けるべき時に家の支えとなって働き、学校に行けなかったこと、文字を知らないことを当然のこととあきらめ、はいつくばって耐えてきた人たち。文字を奪われることは、命を奪われることと同じです。同和地区の人たちは、昼の仕事が終わり、家事・育児をすませ、夜、疲れた身体にムチ打って「よみかき教室」で一字一字真剣に学習しています。ここでは教育の大切さを知り、文字を覚えるなかで部落差別を自覚し、部落解放への意欲を燃え上がらせているのです。そのほか、豊かに生きる力の向上をめざし、自主性を高め、部落の完全解放を築きうる人間形成をめざして指導員を中心に地域住民・学校が一体となって、子ども会・中学友の会・高校友の会の自主的な日常活動を進めています。

また、解放会館においても「基本的人権尊重の精神にもとづき、同和地区住民の社会的・文化的・経済的生活の向上を図り、同和問

題のすみやかな解決に資することを目的」として諸事業を行っています。

#### ■同和教育推進協議会の活動

社会教育面では、国民的課題である同和教育についての市民に対する研修、啓蒙の取り組みとして、同和教育推進協議会（同推協）を中心に取り組まれています。

昭和39年、「同和教育の推進を要望する決議」が市議会で議決され、昭和41年に八尾市同推協が発足し、今日まで地域における同和教育の推進に取り組んできました。

ご承知のように同推協は、市内の各種26団体で構成され、毎月、定例委員会をもって研修会の取り組み、市民啓蒙にどう対処するかなど活発に討議しています。

本年の目標として「茶の間のすみずみに行きわたる同和教育」をあげ、国民的課題である同和教育をより一層、全市民的取り組みとするため、いろいろな活動を行っています。

主な行事には、つぎのようなものがあります。

①5月の同和月間における展示、映画、講演会などの取り組み

②秋季一斉研修会をもって各団体の代表、地区同和教育推進委員を中心に、地区における推進をどのように展開すべきかを真剣に話し合い、討議しています。

③12月における人権週間の取り組みとしては映画、講演会をもち、部落差別の現実に学び、人権尊重の原則に根ざした「ともに差別を許さない運動」を展開しています。

④地区との交流をもち、差別の現実に学び自らの課題としての取り組みを強化しています。

このほか、各地区においてはPTA、婦人会、自治振興委員会、社会福祉協議会などを中心に地区研修会をもち、教育の問題、身のまわりの生活の問題などを通して同和問題が自らの生活と権利にどのようなかわりをもつか、また同和問題についての疑問点、問題点を率直に出し合い、自らの課題としてうけとめ、地区での同和教育の推進に一人一人が取り組んでいます。また同推協では、地区同和教育推進委員を対象として年間5回の同和教育講座を開講し、部落問題についての理解を深め、差別をなくすための実践者として資質の向上に努力しています。

このように同推協を中心とした各地区での取り組みの中で、差別意識の克服と同和問題の正しい理解を茶の間のすみずみにいきわたるために、どうすればよいか大きな課題として残っています。

市民のみなさん、本当に一人一人が部落問題を正しく理解し、部落差別をなくすために立ち上がらうではありませんか。

#### ■同和教育の基本方針

現在の社会には、さまざまな差別が存在していることは、さきに述べたとおりですが、このことは、真の民主主義がいまだに十分徹底されていないためです。

学校教育は、差別の根絶をはかるため憲法、教育基本法の理念にもとづき基本的人権

尊重の確立をめざした教育課題に取り組んでいます。このことは、最も重要かつ緊急な課題であります。

八尾市教育委員会においては、同和教育の推進を期して昭和42年6月に「八尾市同和教育基本方針」を制定しました。

①日本国憲法、教育基本法の精神の通り同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて人権尊重の精神に徹し、差別の実態を正しく把握して、不合理な部落差別をなくする科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。

②部落差別をなくするために、市内のすべての学校、すべての地域社会において同和教育を推進し、すべてのひとびとが部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずからの課題として解決にあたるようつとめる。

③同和地区における児童生徒の長欠不就学の問題ならびに就学前教育の普及率や上級学校進学率の低さ等、教育の機会が阻害されている実態を把握して、児童生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばしうるよう教育条件の整備をはかり教育の機会均等と進路の保障につとめる。

④同和地区における住民みずからが社会的経済的文化的水準を向上しうるよう、各種学級・講座などの開設ならびに自主的組織的活動の助成等社会教育における諸条件の整備につとめるとともに、ひろく全市民に対しても同和教育を積極的に推進するようにつとめる

⑤同和教育を推進するために、部落問題に関する深い認識と理解と実践力を身につけた熱意ある指導者の育成をはかる。

この基本方針は、八尾市立のすべての幼稚園、小学校、中学校ならびに市立高等学校、市立養護学校における「学校教育重点目標」となるものです。さらに、教育の内容として

①教職員は部落問題に関する研修に励み、その差別の実態を科学的、実証的にとらえ、その本質を見きわめ、人間の尊厳、基本的人権の尊重に徹すること。

②全教科、領域、すべての教育活動のなかで、児童生徒の発達段階などを考慮し、事実にもとづき科学的、合理的な認識を培い、一貫した教育の内容を創造し充実していくこと。

③教育の機会均等と進路の保障につとめ、ひとりのとりこぼしもない教育の推進、確立をはかること。

④あらゆる教育活動の領域において、反民主的、非民主的、人権侵害の事実はないかを常に点検し、一切の差別をなくするようにつとめること。

と明記し、同和教育の内容の創造と充実を期しております。

各校園ならびにPTAにおいては、地域の実態の上になら、積極的に実践されています。これらの実践をもとに中学校区ごとに交流され、校長、教頭ならびに教職員の定期的な交流が計画実施されています。さらに輪を広げて、教職員の自主的な研修組織が八尾市はもとより、中河内地区、大阪府全体におよび、互いに高め合う研究が積み重ねられています。



## 保険特集

# 成人病検診を受けましょう

—希望者は10人以上で保険課まで—

市では、昭和38年度以来、成人病対策事業として毎年地区を設定し、集団検診を行ってきました。

ところが、最近の生活環境の変化により、病気の種類も多く複雑になって循環器集団検診もより高度な検査が要求されるようになりました。

そこで、このたび府立成人病センターに循環器集団検診の専門施設が新しく作られ、精密な検査を早く受けられるようになったのを機会に、1人でも多くの方にこの施設を利用していただけるようにと受診料金をはじめ種々の援助を行うことになりました。ぜひこの機会をご利用ください。

なお、この施設は個人では利用できませんので、最低10人以上の集団で申し込んでください。今、申し込みされますと3月初旬に検査を受けられます。



### 成人病検診

☆対象 40歳以上の市民または40歳未満でも既往症のある人

☆実施方法 毎年1回の検診を原則とし、初年度およびその後3年に1回づつ成人病センターの循環器検診施設で受診、あと2回は八尾保健所か地元で実施する検診を受診

☆ところ 大阪府立成人病センター（環状線森の宮駅下車東へ徒歩3分）

☆検診費用 成人病センター＝1名2,400円（うち個人負担1,600円、市助成800円）八尾保健所＝1名460円以内（市全額負担）

☆申し込み 10人以上の集団で代表者を決め、保険課まで

☆検診実施時期 3月から

#### ■検診項目

◎府立成人病センター  
問診、血圧測定、検尿、身体計測、胸部X線撮影、心電図検査、眼底カラー撮影、血液化学検査（空腹時血糖およびコレステロール、総たんぱく、ナトリウム、カリウム、尿酸、尿素チッ素、GPT、中性脂肪）、血液検査（赤血球、白血球、ヘモグロビン）

これらの検査により、循環器の病気を発見できるだけでなく、それらと関連の深い貧血、糖尿病、腎臓病、痛風、肝臓病、動脈硬化症等の病気が疑われる人も発見できます。

◎八尾保健所または地元での検診  
問診、身体計測、血圧測定、検尿、心電図検査

#### ■検診結果通知および事後管理

○検診結果通知は成人病センターから市を経由して代表者へ、代表者から受診者へ通知されます。

○八尾市医師会、市立病院、保健所、成人病センターが相互に密接な連携を保って、検診結果が皆さんの健康管理、病気の治療に直接役立つよう毎年の検診結果を成人病センターのコンピューターに保管し、皆さんや主治医のご要望に応じて必要なときにその内容が取り出せるようにします。

○その他、生活指導、栄養指導を中心とした健康教室等を開催します。また、保健婦による指導を行い、皆さんの生活改善、栄養改善に役立つようにします。



## 保険特集

### ●高額療養費支給制度が発足しました



八尾市の国民健康保険では、1月1日から「高額療養費制度」という制度を新設することになりました。

「高額療養費制度」とは、国民健康保険（以下国保）に加入している被保険者の皆さんの支払いが多額におよんだ場合一定金額以上を国保が支払うというものです。

いままで、重病、難病で多額の医療費がかかり、経済的に困っていた病人や家族は、大変、救われることとなります。

#### ■月3万円以上は国保負担

「高額療養費制度」では、1人の被保険者が1医療機関で、1カ月（暦月）に支払った自己負担額（医療費の3割）が3万円を超えた場合は、その超えた金額を、国保があとから支払いをします。

つまり、どんな重い病気にかかっても、月に3万円まで自己負担すればよいことになるわけです。

ただし、療養費の実際の支給については、次のような細かい規則や取り扱いがあります。

#### ▽期間の計算

高額療養費は、被保険者が1カ月に支払った医療費を合計して支給額を算定しますが、その1カ月は「暦月」、つまり、毎月1日から月末までのことをいいます。

ですから、たとえば1月15日から2月14日まで医者にかかって5万円支払ったとしても1月15日から月末まで3万円、2月1日から14日まで2万円支払った場合は、どちらの月も3万円を超えていませんから高額療養費は支給されません。

これが1日から月末までその月のうちに5万円支払ったのであれば、5万円のうち、3万円を超える2万円について、後日、高額療養費が支給されます。

#### ▽医療機関ごとに計算

1人の被保険者が、同じ月内にA病院で2万円、B病院でも2万円支払った場合は、高額療養費は支給されません。

A、Bの2病院の分を合算して計算することはないのです。

A病院で4万円、B病院で2万円を支払った場合は、A病院の分について、1万円の高額療養費が支給されます。

#### ▽総合病院での各診療科の取り扱い

総合病院の場合は、1医療機関であっても各診療科（内科、外科、歯科など）は、別々の医療機関とみなして取り扱います。

ただし、総合病院に入院している被保険者が、その疾病に関連して他の科の診療を受けたとき（たとえば内科に入院していて外科の治療を受けたとき）は、この限りではありません。その場合、支払った医療費は合計され、それが1カ月3万円を超えれば、高額療養費が支給されます。

しかし、この場合でも歯科は別扱いになります。

#### ▽入院と通院は別扱いです

同一病院で、同一疾病の診療を受ける場合でも、入院と通院がある場合は、別扱いとなり、支払った医療費は合算されません。

#### ▽同一月内の再入院は合算

退院した月に、その病気が悪化して、再度病院に入院したときは、医療費は合算されます。

#### ▽その他の注意点

○やむをえない理由で、被保険者証を使わずに医者にかかった場合やギプス治療等で、医療費を支払った場合でも、自己負担額（3割）が1カ月3万円を超えれば、高額療養費の支給対象になります。

○一般病室以外へ入院した場合の差額ベッド代や歯科の差額診療等、保険で認められていない分の自己負担については、高額療養費の支給対象になりません。

#### ■受給の手続き

市役所保険課に備えつけの「高額療養費支給申請書」に必要事項を記入して、同課給付係へ提出してください。

高額療養費が支給される時期は被保険者が診療を受けた月から3～4カ月先になります。

#### ●医療費節減にご協力を

八尾市の国保財政は、48年度末で1億1千万円の赤字が生じています。

そのうえ、昨年2月と10月に、あわせて、33.5%の医療費改訂があり、また老人医療の公費負担や、上記の高額療養費制度の新設などで、今後、国保財政はますます苦しい立場に追い込まれることとなります。

このような医療費の増加をなんとか最小限に食い止めようとする、皆さん方に医療費節減のご協力をお願いする以外にはありません。

できるだけ医療費の出費を節減されるようお願いし、健全な国保の運営にご協力くださるようお願いします。